

応急手当協力事業所認定制度について

住民の安全とかけがえのない人命を守っていくためには、あらゆる所で応急手当が実施できる社会環境づくりが非常に大切です。

特に、集客施設等公衆の出入りする施設や事業所において、けが人や急病人が発生した場合、救急車が到着するまでにその場に居合わせた従業員等による素早い応急手当の有無が、命を左右するといつても過言ではありません。

このため、深川地区消防組合では施設や事業所に対する、「応急手当協力事業所」認定制度を、平成13年5月1日から施行し、申請に基づき一定の要件を満たした施設や事業所に対して認定証を交付し、表示板を掲げることにより事業所等に出入りする住民への周知と併せて応急手当に対する意識の高揚を図り、かつ緊急の場合に救急車が現場に到着するまでの間、応急手当を実施し傷病者の救護と救命率の向上を図ることを目的とし、積極的な応急救護体制への取り組みを奨励しているところです。

★ 応急手当協力事業所の認定要件

事業所等に勤務する従業員が「応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱」に定める普及講習のうち普通救命講習又は上級講習を受講し、その修了者が相当数（全従業員数の概ね20パーセントをいう。）に達した事業所等に対し、「応急手当協力事業所」として認定し、「応急手当協力事業所認定証」を交付するものとする。

★ 応急手当協力事業所の運用について

- (1) 認定証の有効期限は3年とする。ただし、消防長が認定要件を適正に維持していると認めた場合は、3年毎に更新することが出来る。
- (2) 応急手当協力事業所としてふさわしくない行為を行った場合には、認定を取り消すものとする。
- (3) 事業所等の管理者は、救急員の応急手当技術を維持するために、応急手当に関する講習会への派遣及び事業所内訓練の実施などに努めなければならない。
- (4) 事業所等の管理者は、「救命講習修了者」に欠員が生じた場合には、速やかに補充しなければならない。

★ 応急手当協力事業所の認定（更新）申請について

応急手当協力事業所の認定を受けようとするもの又は継続の認定を受けようとするものは、認定申請書により申請しなければならない。

★ 応急手当協力事業所の取り組みについて

- (1) 救命講習修了者による応急手当
事業所内や事業所の付近、仕事先などでけが人や急病人が発生した場合の応急救護を行なう。
- (2) 救急業務への支援協力
傷病者の状態から、救急車が必要と判断される場合は、速やかに救急要請するとともに到着した救急車の案内や誘導を行なう。